

中央新幹線事業に係る環境影響評価手続きについて

1 事業概要

事業者	東海旅客鉄道株式会社
事業名称	中央新幹線（東京都・名古屋市間）
事業の種類	新幹線鉄道の敷設（環境影響評価法第1種事業）
起終点	起 点：東京都港区 終 点：愛知県名古屋市
	主な経由地：甲府市付近、赤石山脈（南アルプス）中南部

2 手続きの経過

平成23年	6月 7日	事業者が計画段階環境配慮書を公表
	9月26日	事業者が県に方法書を提出（H24.2.28 知事意見提出）
平成25年	9月18日	事業者が県に準備書を提出（ <u>H26.3.25 知事意見提出</u> ）
平成26年	4月23日	事業者が国土交通大臣に評価書を提出（H26.7.18 大臣意見提出）
	8月26日	事業者が国土交通大臣、県、関係市町に補正後の評価書を提出
令和 3年	4月13日	「中央新幹線長島トンネル新設工事における環境保全について（名古屋方）」を公表
	4月29日	工事着手
令和 4年	2月 2日	「国道418号における資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による大気質、騒音、振動について」を提出（未公表）

3 審査会開催の理由

県は、環境影響評価法に基づきJR東海が作成した環境影響評価準備書に対する岐阜県知事意見書(平成26年3月25日)において、施設の工事計画や環境保全措置について報告を求めるとともに、必要に応じて環境影響審査会を開催し、環境保全上の意見を提出するため環境保全措置に十分反映することを求めている。

国道418号（恵那市武並町藤）においては、「長島トンネル（名古屋方）」のほか、「日吉トンネル（武並工区）」及び「藤川高架橋」に係る工事が予定されている。評価書においては、資材等の運搬に係る車両の運行台数を、年間発生台数 63,732 台、発生集中交通量 552 台（/日）と想定し、環境影響評価を行っていた。

トンネルの掘削工程に変更が生じたことにより、年間発生台数及び発生集中交通量が増加するため、資材等を運搬する車両の運行による大気質、騒音、振動への影響の予測を改めて行い、報告書として提出された。報告された環境影響の再評価について確認するため、当審査会を開催する。

○中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【岐阜県】（補正後）

6-3 岐阜県知事の環境の保全の見地からの意見（H26.3.25）及びそれについての事業者の見解

表 6-3-1 岐阜県知事からの意見と事業者の見解（抜粋）

岐阜県知事からの意見	事業者の見解
<p>第1 総括的な事項について</p> <p>3 本意見書に基づく県等の対応</p> <p>(1)本意見書に基づいて県及び関係市町に報告等を行う際は、十分な時間的余裕を持って行うこと。</p>	<p>岐阜県知事の意見に基づいて県及び関係市町に報告等を行う際は、できる限り早い段階で、県及び関係市町と調整のうえ、適切に対応してまいります。</p>
<p>(2)県は、(1)の報告等があった場合には、必要に応じて審査会を開催するなど、更に<u>環境保全上の意見を提出すること</u>としているので、これを環境保全措置に十分に反映すること。</p>	<p><u>県から当社に対し環境保全上の意見が提出された場合は、それを環境保全措置に反映させるなど、適切に対応してまいります。</u></p>
<p>第2 工事計画について</p> <p>1 施設の概要</p> <p>(3)施設の仕様、<u>工事計画、環境影響及びその保全措置について</u>、県及び関係市町に報告するとともに、工事説明会等の機会を利用して地域住民等に丁寧に説明すること。</p>	<p><u>鉄道施設の概要、工事方法、環境への配慮については、以下の見解に記載のとおり、工事説明会等において地元の方々に丁寧にご説明してまいります。</u>また、県を窓口に密接な連携をとりながら関係市町との連絡体制を整えるとともに、地元住民の方々からのご意見を直接お伺いする窓口を設置いたします。</p>